

イオン・アリアンツ生命の保険でWAON POINTをゲットしよう!

2025年4月

E1175-250217

イオン・アリアンツ生命のポイントプログラムで



WAON POINTが たまる!

対象となるイオン・アリアンツ生命の保険商品にご加入、
WAON POINT番号またはWAON番号等ご登録、保険料をお支払いいただいたお客さまに
保険料1%相当^{*1}のWAON POINTを
進呈いたします!

ポイントプログラム参加方法

① a b のどちらかの方法で対象保険商品にお申込みいただきます。^{*2}

a

WEB経由



b

当社代理店
ペーパーレス
システム経由



② WAON番号(6900から始まる16桁)またはWAON POINT番号(10から始まる16桁)を
ご連携いただきます。^{*3}

^{*1} 対象保険料の初年度1%/次年度以降0.5% ^{*2} 書面(紙媒体)で申込まれたご契約はポイント進呈の対象外となります。

^{*3} WAON POINT番号/WAON番号は、契約者ご本人名義のものに限ります。保険契約ごとに指定いただく必要があります。
各種JMB WAONカードは対象外となります。

WAON POINTをためると...

全国のWAON POINT
加盟店でお支払いにつかえる



電子マネーやさまざまな
ポイントに交換してつかえる



家族でポイントをわけあったり
支援団体の寄付につかえる



など
魅力が
いっぱい!

ポイント進呈について (一部抜粋)

対象保険商品	無解約返戻金型終身医療保険「元気パスポート」
対象保険料	ご契約の月払保険料*1
進呈ポイント	対象保険料の初年度1%/次年度以降0.5%*2
進呈上限	保険契約毎の年間上限 初年度 3,000 ポイント(月250ポイント) 次年度以降 240 ポイント(月20ポイント)
進呈期間	保険料払込期間
進呈時期	保険料をお支払いいただいた月の翌月の当社所定の日

ポイントプログラムにご同意いただくと以下の紙媒体書面が電子化での対応となります。

- 保険証券
- ご契約のしおり・約款
- ご契約内容のお知らせ
- 保険料控除証明書

*1 新規でご契約いただいた医療保険の月払保険料が対象となります。年払契約も対象となりますが、進呈ポイントは年間保険料に対する一括進呈ではなく、毎月、年間保険料に12分の1を乗じた金額に対してポイントを進呈いたします。

*2 小数点以下切り上げとなります。

※ 保険契約に対するポイントの進呈は、お申込手続きや保険証券、控除証明書等のペーパーレス化にご協力いただいたお客さまに対し、契約維持費等の削減効果等を還元する制度であるため、対象保険契約のお申込み時、または、契約者変更時に「ポイントプログラムの取扱い」にご同意いただく必要があります。

※ ポイントプログラムの詳細は公式サイトにてご確認ください。

【重要】マイページ作成のお願い

「保険証券」ならびに「ご契約内容のお知らせ」につきましては、契約成立後に作成いただくマイページでご確認いただくこととなります。

また、マイページ作成時にご登録いただくメールアドレス宛にポイント進呈に関するご案内をお送りいたします。

ご契約成立後に郵送させていただくマイページについてのご案内を必ずご確認のうえ作成ください。

WAON POINT進呈に関する規約はコチラ！

https://www.aeon-allianz.co.jp/about/compliance/waonpoint_terms/



WAON POINTサービス規約はコチラ！

<https://www.smartwaon.com/ext/001/terms/tos1.html>



- 対象保険契約のお申込み時、または、契約者変更時にポイントプログラムの取扱いにご同意いただけない場合、ポイントは進呈できません。
- 各種紙媒体書面の電子化に同意した後に、紙媒体書面の発行をされた場合は、原則以後のポイント進呈はできません。
- ご契約内容の変更時(契約者変更以外の場合)については、「ポイントプログラムの取扱い」への同意は引き継がれます。

【募集代理店】

【ポイントプログラムお問い合わせ先】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル

カスタマーサービスセンター

通話
無料

0120-503-928

(受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00)

<https://www.aeon-allianz.co.jp>

MA-FP00002-2504